

ハラスメント規制法後の 対応と防止対策

参加
無料

令和4年 **12月20日(火)**

【会場】プラサヴェルデ 301・302会議室 (沼津市大手町1-1-4)

企業におけるハラスメントは、働く人の個人としての尊厳を不当に傷つけ、働く権利を侵害するばかりでなく、職場環境を悪化させ、従業員の士気の低下や人材の流出、職場の生産性の低下など、被害者はもちろん、周りの従業員や企業の経営そのものにも悪影響を及ぼします。

このセミナーでは、産業カウンセラーである講師から、職場でのハラスメントを防止するための具体的な実践法について、事例等を交えてお話しいたします。



講師

三木 啓子 (みき けいこ) 氏

アトリエエム株式会社 代表取締役／産業カウンセラー

民間企業、男女共同参画センター等で勤務の後、2005年にアトリエエム株式会社を設立、代表取締役に就任。パワハラ、セクハラ、マタハラ、アカハラ、LGBTQ+等のハラスメント防止研修、人権研修、メンタルヘルス研修、アンガーマネジメント、アサーティブ・コミュニケーション、ワーク・ライフ・バランス並びに人材育成事業等を行っている。

特にハラスメント防止については、オリジナルプログラムでのセミナー(研修)を企業、行政機関、教育機関、各種団体等で多数実施。研修用DVDと冊子も多数製作している。1959年生まれ。

著書に「考えよう!ハラスメントI・II」「LGBTを知ろう」「セクハラ・パワハラその現状と防止対策」「職場のハラスメント相談対応術」「ハラスメント相談員の心得」「セクハラ・プリベント」他。

日 時：**12月20日(火) 14:00～16:00** (受付:13:30～)

※講演終了後、16:00～16:30 静岡労働局(ハローワーク沼津)より
「公正な採用選考について」の説明を行います。

会 場：プラサヴェルデ 301・302会議室 (沼津市大手町1-1-4)

対象者：県内企業・団体などの経営者・管理者、人事・労務管理担当者、研修担当者、
その他テーマに関心のある県民の方など

定 員：60名 (事前申込先着順、参加費無料)

静岡県人権啓発センター (静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課人権同和対策室)

住 所：静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館4階

電 話：054-221-3330 F A X：054-221-1948

E-mail：jinken@pref.shizuoka.lg.jp



会場アクセス

〒410-0801 沼津市大手町 1-1-4

- JR 沼津駅北口から徒歩約 3 分
- 会場には有料駐車場があります。
(自己負担)



令和4年度 企業と人権セミナー受講申込

専用フォーム、メール又は FAX でお申し込みください。

※必ず下記の事項を記載してください。

〆切り: **12月8日(木)**

定員になり次第、締め切らせていただきます。

右の申込用 QR コードから
申込みフォームへアクセス
できます。



<専用フォーム>

【送付先】メール: jinken@pref.shizuoka.lg.jp FAX: 054-221-1948

受付後、FAX、E メール等で受講確認書をお送りします。

※期限内にお申込みいただいた方で、定員超過のため受講できなくなった方については、個別に御連絡いたします。

(1)氏名	(フリガナ)		(2)商号・名称 (企業等の場合)	
(3)電話番号			(4)FAX番号	
(5)所在地又は住	所			
(6)Eメールアドレス				
(7)講師への質問等 *いただいた質問は可能な限りセミナーの中で回答する予定ですが、全ての質問にお答えできない場合もありますので、御了承ください。				
(8)今後、人権啓発センターが開催するイベント情報のメール配信を希望しますか? (いずれかに○)	希望する		希望しない	

※合理的配慮を必要とされる方は、
必要な配慮を右欄に記入ください。

(必要な配慮の内容) ※例: 手話通訳、要約筆記、車椅子利用 など

※新型コロナウイルス感染症の状況によっては、講座を中止、又は開催方法の変更をする場合があります。

※合理的配慮を必要とされる場合は、できるだけ早期にお申し込み・御連絡くださるようお願いいたします。